

# 地方独立行政法人北海道立総合研究機構依頼試験に関する規程

平成 22 年 4 月 1 日規程第 61 号

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う依頼試験に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 依頼試験とは、外部からの依頼に基づき、試験、分析、測定、調査等を実施することをいう。

## (事前相談)

第 3 条 道総研に依頼試験の実施を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ当該依頼試験を実施する地方独立行政法人北海道立総合研究機構組織規定（平成 22 年 4 月 1 日規程第 4 号）第 2 条に規定する組織（以下「当該機関」という。）の担当研究職員（以下「担当職員」という。）に、口頭その他の方法により依頼しようとする依頼試験等の内容について相談（以下「事前相談」という。）し、申込みに必要な事項について当該担当職員の確認を受けなければならない。

2 当該機関の長は、原則として前項に定める事前相談を終了し、担当職員の確認を受けた申込み以外は、これを受理しない。

## (申込み)

第 4 条 依頼者は、前条の規定により依頼試験の実施内容の事前相談が終了した後、依頼試験申込書（別記第 1 号様式）又は依頼調査申込書（別記第 2 号様式）を当該機関の長に提出するものとする。

2 当該機関の長は、前項の規定による依頼試験等の内容を決定するために必要な供試物又は原材料（以下「現品」という。）の提供を依頼者に求めることができる。この場合において、現品の提供に要する経費は依頼者が負担するものとする。

## (依頼試験実施内容の決定)

第 5 条 当該機関の長は、前条に規定する申込書に基づき、依頼試験等の実施内容を決定するものとする。

## (依頼試験の結果)

第 6 条 当該機関の長は、依頼試験を終えたときは、当該機関が定める様式の依頼試験等報告書又は試験分析等成績書（以下「報告書等」という。）を依頼者に交付するものとする。

2 依頼者は、報告書等の謄本の交付を受けようとするときは、成績書等謄本交付申込書（別記第 3 号様式）を当該機関の長に提出しなければならない。ただし、第 4 条の依頼試験等申込書に併記してこれを請求することができる。

## (手数料)

第 7 条 依頼試験の手数料については、「地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 50 号）」による。

2 依頼者は、前項の規定に係る手数料について、定められた期日までに納付しなければならない。

## (手数料の不還付)

第 8 条 既に支払われた手数料は返納しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その

全部又は一部を返納することができる。

- (1)道総研の責めに帰する理由により依頼試験等ができなくなったとき。
- (2)当該機関の長がその他特別の理由があると認めたとき。

(依頼物品の返還等)

第9条 依頼試験のために提出された現品は、返還しない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りではない。

- 2 現品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。
- 3 道総研は、現品の滅失又は損傷に対しては、賠償の責任を負わない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日規程第4号）

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規程第39号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。